

# 福島区モデルエリアにおける

## 地籍整備型区画整理を活用した土地利用更新環境整備モデル事業

### 「安全で安心なまち」をめざして

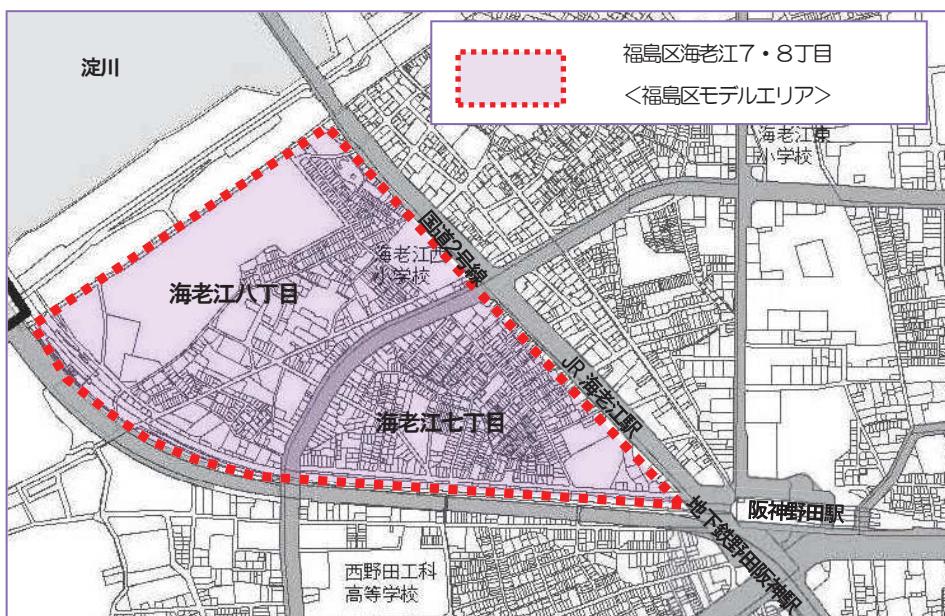
#### ■ 地籍整備型区画整理の概要

##### ●目的

- ・公図混乱の解消による老朽住宅の建替えを促進します。

地籍整備型土地区画整理事業を実施することにより、建替えや円滑な土地取引が図られるような土地利用更新環境を整備するとともに、本市補助制度の活用も図りながら、老朽住宅の建替えを促進することで、まちの不燃化を図り、災害時などの避難路の確保を行います。

##### ●対象エリア（福島区海老江7・8丁目 限定）



##### ●地籍整備型区画整理の特徴と効果

###### ・建替えや土地の取引などが円滑

法務局に備付けの公図と現況のずれを解消することで、将来の建替えや土地の取引などが円滑になります。

###### ・少ない負担

ご自身で土地の境界を確定される場合と比べて、非常に少ない費用負担(印鑑登録証明書の発行手数料など)で事業が実施できます。登記手続きも大阪市で実施します。

###### ・短期間で完了

敷地単位で実施できる小規模な区画整理事業で、短期間で事業が完了します。

※事業の実施には、関係地権者等全員の同意が必要になります。（大阪市がサポートします。）